

平成 29 年度の介護保険料の決定通知書が 7 月下旬に届きます

介護保険第 1 号被保険者（65 歳以上）の平成 29 年度の介護保険料が決定しましたので、決定通知書を 7 月下旬に、福岡県介護保険広域連合本部より郵送します。

保険料率は昨年度と変更はなく、保険料は、平成 28 年中の所得及びご本人や世帯の市町村民税の課税状況により 1～16 段階に分かれていて、該当する所得段階に応じて決定されます。（下表参照）

◆納付のしかた

納付方法は、介護保険料を継続して年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から 4 月、6 月、8 月に天引き（仮徴収）した保険料を差し引いた金額が、10 月、12 月、来年 2 月の各期に年金から天引きとなります。また、納付書、口座振替で納めている人は、8 月から来年 3 月まで納めていただきます。

なお、年間 18 万円以上（月額 1 万 5,000 円以上）の老齢（退職）、障害、遺族年金を受給している人は年金天引きとなりますが、65 歳になった人、広域連合外の市町村から転入した人などの場合は、半年～1 年後に年金天引きが開始となりますので、それまでは納付書や口座振替で納付してください。口座振替を利用されると納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご活用ください。

※災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

※介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスを利用したときの自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになるなどの制限が生じます。

介護保険制度は、皆様から納付していただく保険料で成り立つ制度です。保険料納付について、ご理解とご協力をお願いします。

●問合せ 保健課介護・高齢者支援係 TEL75-4960

平成29年度 介護保険料 年間保険料額

所得段階	対象者	計算方法	年間保険料額
1	生活保護受給者	基準額 × 0.45	29,941 円
	世帯非課税 老齢福祉年金受給者		
	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方		
2	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.75	49,901 円
3	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	基準額 × 0.75	49,901 円
4	非課税 本人 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.9	59,882 円
5	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	基準額	66,535 円
6	世帯 本人 課税 合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	79,842 円
7		基準額 × 1.3	86,496 円
8		基準額 × 1.4	93,149 円
9		基準額 × 1.5	99,803 円
10		基準額 × 1.6	106,456 円
11		基準額 × 1.7	113,110 円
12		基準額 × 1.8	119,763 円
13		基準額 × 1.9	126,417 円
14		基準額 × 2.0	133,070 円
15		基準額 × 2.1	139,724 円
16	合計所得金額が440万円以上の方	基準額 × 2.2	146,377 円